

海外同胞權益擁護法からみる 民族教育の展望

■ 海外同胞權益擁護法の制定

最高人民會議第14期第6回會議（2022年2月6、7日）で、**海外同胞權益擁護法（以下、「權益擁護法」）**が採択されて1年が過ぎた。朝鮮で制定される法は、法令、政令、決定、命令、指示に分類されており、重要事項は法令または政令の形で立法化される。その中でも、国家の政策上とりわけ重要な事項は、国家で最高の権限を持つ最高人民會議において法令の形で採択される。たとえば、「全般的12年制義務教育を実施することについて」（2012年9月25日最高人民會議第12期第6回會議で採択）や「朝鮮民主主義人民共和国核武力政策について」（2022年9月8日最高人民會議第14期第7回會議で採択）などが挙げられる。この点、權益擁護法は、**2021年に開かれた朝鮮労働党第8回大会で党規約が改正され、序文に歴史上初めて海外同胞関連規定が挿入されたことによる後続措置**であり、国家の基本制度、祖国統一と密接に関連するものであるため、最高人民會議において法令の形で採択されたといえる。



教育援助費と奨学金をはじめとする朝鮮の海外同胞重視政策は法制定前から一貫していたが、それを強制力ある法として整備することによって、海外同胞の權益を守るための確固たる基盤が確立した。**權益擁護法において規定された内容の多くは、既存の政策を成文化したものであるが、中には今までにない特別な恩恵も規定されている。**今回は、教育に関する条文に着目し、權益擁護法から導出される民族教育の展望について探してみる。

■ 權益擁護法の概要

權益擁護法は、5つの章、54の条文で構成されている。

第1章	法の使命と海外同胞の權益擁護における原則
第2章	海外同胞の社会政治的權益
第3章	海外同胞の文化的權益
第4章	海外同胞の経済的權益
第5章	海外同胞事業に対する指導における規則と罰則

權益擁護法の使命は、「海外同胞の民主主義的民族権利と利益を擁護し、彼らを愛国愛族の旗の下に固く結びつけ、民族的自尊心と愛国的熱意を呼び起こし、祖国の統一発展と隆盛繁栄のための道を歩むようにする」ことである（第1条）。すなわち、海外同胞は単に朝鮮によって守られる客体ではなく、祖国統一と社会主義建設の一翼を担っている主体であるという観点から出発している。

権利は行使してこそ意味があるもので、權益擁護法も例外ではない。同法において規定されている権利を行使することは、海外同胞である自らへの恩恵のためのみならず、朝鮮の発展に寄与する側面もあるだろう。

■ 教育の権利保障

教育に関する権利は第3章の第23～27条で規定されている。

第23条は「海外同胞は居住地に関係なく、民主主義的民族教育を受ける権利を有する」とし、内閣など各機関が民族教育事業を積極的に支援しなければならないと規定している。同条は、既に朝鮮で推進されてきた政策を成文化したものだだろう。1957年1月に開かれた内閣会議から毎年、朝鮮の国家予算には在日同胞子女のための教育援助費と奨学金の項目が含まれている。また、高校無償化からの除外をはじめとする日本政府の差別政策についても外務省スポークスマン談話の発表や国連人権委員会の対日本審査の場における発言を通じて支援してきた。

4月25日(木)
1957年
(第1105号)
(毎週日曜休刊)

조선민보

朝鮮民報

社 長 所
東京市千代田区外神田一丁目
電話 370 4440
電報 370 4440
印刷 所 東京 9995・1235

祖國으로부터 巨額の 教育費와 奨學金

教育의 強化에 더욱 献身 하겠다
우리 同胞은 새로운 發展 段階에
中央教育會常務委員 感謝의 決意 表明

赤土 國土 在日 教育會
日貨 一億二千余萬圓

第24条は「海外同胞は朝鮮で学業及び学術研究、修学旅行などをできる」と規定している。新型コロナウイルスによって現在は祖国訪問の道が閉ざされているが、同条も法制定前から海外同胞が受けてきた恩恵である。

第25、26条は「海外朝鮮公民の無償教育(25条)」と「外国籍保持者の優待教育(26条)」を規定している。そもそも、権益擁護法は海外同胞を「朝鮮民主主義人民共和国の国籍または外国籍を持って外国に居住する朝鮮民

族」と定義している(第2条)。これに沿って、各条文も海外朝鮮公民(朝鮮民主主義人民共和国の国籍保持者)と外国籍保持者を区分し、前者により手厚い保障を規定している。第25、26条も、その区分が明確にされている条文の一つであり、海外朝鮮公民は朝鮮で教育を受ける場合、入学、授業、実習など教育課程にかかる諸費用が全額免除される。一方、外国籍保持者は、「優待教育」を受けられるとだけ規定されており、その内容までは明らかにされていない。海外朝鮮公民に対してより手厚い保障を規定していることに鑑みると、学費の全学免除とまではいかなくとも、奨学金の支給などがあり得るかもしれない。

■ ウリハッキョ卒業生の進路拡大

第27条は「海外の民族教育機関で発給した卒業証書と専門家資格は国内の教育機関で発給したそれらと同じである」と規定している。同条は、**今までの政策では見られなかった新しい恩恵的措置であり、教育に関する条文規定の中で一番画期的なものといえる。**



朝鮮高級学校に通う生徒は進学、就職のために高卒認定試験を受けなければならないし、朝鮮大学生は大学院に進学するために事前資格審査を通過しなければならない。なぜなら、日本の法律上、朝鮮学校で発給された卒業証書は、日本学校で発給されたものと同等に扱われない

からである。朝鮮学校卒業生はウリハッキョで学位を取得しても、同等の学力があることを他の手続を通してわざわざ証明しなければならないのである。しかし、第27条によって、民族教育機関で発給された卒業証書が朝鮮で発給されたものと同等であると認定されれば、ウリハッキョ卒業生の進路の幅は広がる。

たとえば、文部科学省は2003年9月に大学受験資格に関する弾力化措置を発表し、従来の「①3つの英米系の学校評価機関の認可したインターナショナルスクール」に加えて、「②**本国において本国の高校と同等の課程と位置付けられていると公的に確認できる者**」、「③それ以外で各大学が個別審査によって認定した者」を設置し、3つのカテゴリーのいずれかに該当する外国人学校・民族学校の高校に相当する課程を卒業した者に大学受験資格を認定するとした。朝鮮学校は③に分類されたが、**第27条をもって②に該当するとなれば、各大学における個別審査は不要になる**（日本は朝鮮を国家として認めていないので一筋縄ではいかないが②の適用に向けた権利闘争は非常に意義がある）。



また、留学や海外で就職する際の手続でも朝鮮民主主義人民共和国が認めた卒業証書を提出できれば、朝鮮学校が日本の学校と同等の教育課程に該当するという煩雑な説明を省くことが可能になる。多くの場合、留学生のために設置された受験手続では、本国が認

める学校の卒業証書や成績証明書の提出が求められるからである。したがって、**第27条は、進学、就職における従来の手続の壁を無くし、ウリハッキョ卒業生の新たな進路を開拓する糸口になる可能性を持っているだろう。**

■ 民族教育の発展に向けて

一方、第27条が規定する「民族教育機関で発給した専門家資格」が何を指すのかは明らかではない。そのため、あくまで可能性としての議論になるが、ウリハッキョの先生たちに「教員資格」を付与することが考えられる。日本の学校で教鞭をとる先生は当然「教員免許」を取得しており、これは子供を学校に預ける保護者にとって教育の質や教師に対する信頼に繋がっているともいえる。



この点、朝鮮でも「普通教育法」第31条によると、普通教育機関（幼稚園～高級中学校）に勤務する教員には、1～5級の教員資格が付与されており、3年周期で級の判定が行われる。ウリハッキョ教員にも、このような「教員資格」を付与することで、教員の実力アップを促し、民族教育に対する信頼を高めることができるかもしれない。

以上のように、海外同胞權益擁護法は教育に関する権利を手厚く保障している。まだ具体的内容が明らかになっていない文言もあるが、権利を行使できる海外同胞の立場から、民族教育の発展に向けた新たな試みが求められるだろう。

家 > 全国の青商会活動をご紹介 > NEWS



静 静岡県青商会

日 2/18 静岡県某所



#初のヘバラギ学園へ

静岡県青商会・静岡朝鮮初中級学校教員との交流会がありました。今年6月に静岡で初めて行われるヘバラギ学園開催にむけてみな燃えています！

#交流 #ヘバラギ学園 #焼肉 #SRG

いいね！ コメント シェア

長 長野県青商会

日 2/12 長野県某所



#スキーモイム

第1回会員交流スキーモイムを開催。今回青商会がレンタルの段取りからスキースクールの打ち合わせまで計画し子供たちのグレンデデビュー、スキーのレベルアップを後押ししたイベントでした。

#スキー #交流 #デビュー #レベルアップ

いいね！ コメント シェア

新 新潟県青商会

日 2/11 新潟ハッキョ



#やっちゃんえ、青商会

新潟県青商会と中央生活文化部とのあいだで交流会が行われ、今後実施する新潟県青商会主催の県内同胞イベントについて、一緒に討議しました。スローガンは「やっちゃんえ！青商会！新潟・魂（ホン）」に決定しました。

#同胞行事 #新潟青商会 #魂

いいね！ コメント シェア

三 滋 三重県青商会 滋賀県青商会

日 2/19 滋賀ハッキョ



#県を超えた交流会

滋賀と三重で交流会を行いました。滋賀ハッキョを見学したのち食事会を開催。滋賀メンバーと三重メンバー間でハッキョの学生たちの為に出来ることはないかと議論が行われ終始、笑顔が絶えず熱い刺激を貰った一日となりました。

#交流 #ウリハッキョ #見学

いいね！ コメント シェア

神 神奈川県青商会

日 2/21 神奈川県某所



#OBからの激励

神奈川の歴代会長、副会長、幹事長をお招きし、コロナによって中断されていた会が3年ぶりに実現！OB先輩と現役が集い、過去の体験談で盛り上がりしました。現役メンバーに向けて激励をくださり、とても有意義な会となりました。

#三年ぶり #激励 #歴代

いいね！ コメント シェア

明 兵庫・明石青商会

日 2/18 大蔵海岸



#フットサル交流会

明石地域青商会&朝青フットサル交流会を開催！朝青だけではなく、OBの先輩方やその他ゲストも参加され、総勢12名が集まり、久しぶりにいい汗を流して楽しい時間を過ごしました！

#フットサル #交流 #青商会 & 朝青

いいね！ コメント シェア



● KYCファイルでは、毎月各地方青商会からの推薦に基づき地方・地域青商会のMVPを紹介します。

● MVMの成果、経験を見習い、みんなで青商会活動を盛り上げましょう！



● 愛知・南地域青商会

● 呉賢圭（38歳）

南地域青商会 民族教育対策部長と県青商会の生活文化部副部長を務め、県・地域問わず今期ほとんどの行事、会議に参加し先頭で走り続けています。

また、愛知県青商会情報誌「フルスロットル愛知」の編集部員としても数多くの記事を担当し、取材・編集作業に貢献しました。

● 長野・中南信地域青商会

● 金剛寿（35歳）

地域幹事でありながら、県企画の青商会メシなど全ての行事に参加しています。子供がいない唯一の参加者でしたが、県スキーモイム企画準備を誰よりも積極的に行い、当日はスタッフとして子供の安全のために努めました。県と地域で誰よりも熱い魂を持って長野県青商会活動に参加しています。



● 東京・新宿地域青商会

● 李智香

新会長に就任後、地域幹事会で事業計画のプレゼンを行い2名の新規会員を獲得しました。また、新宿JCとの交流も活性化させ、3月23日に開催される〈ピカピカカップ〉に2組を動員するなど精力的に活動。

東京の総務部としても会員用ホームページの作成や4月23日に開催される〈ピカピカコッポンオリフェスティバル〉の抽選券作成など、多方面で尽力しました！

今月号も必見！朝青紹介コーナー！ 朝青から青商会へ、未来へのバトン繋いでいきましょう！

各分野で活躍するスーパーセセデたちを紹介！

Sesede's Interview



東京大学法学政治学研究科
法曹養成専攻

河卿瑠

プロフィール

は・きょんす／

1998年生／東京第1初中・朝高・

朝鮮大学 政治経済学部 法律科卒／

東大法科大学院生／

趣味は散歩

朝大・政治経済学部を卒業し、東京大学法学政治学研究科（東大ロースクール）を今年3月に卒業するキョンスさん。ロースクールを修了後7月に控える司法試験に向けて、現在猛勉強中。なんと、合格したら司法試験に98%受かると言われている予備試験に無事に合格。問題作成者などが同じなため、この合格の結果はかなりの精神安定剤になったが、制度が変わり受験人数が急激に増えるため、油断なりませんと謙虚に語ってくれた。

弁護士を目指そうと思ったのは、高校生の時にちょうど無償化問題が盛んになっていたから。朝鮮半島の情勢がよくなってきて、これからは統一祖国の法整備が必要になるという学部長の言葉が印象的で、「力を持った活動家」

になりたいと思ったその志は今でも変わっていないという。自分が勉強を頑張るうえで、自分の信念を持ってキラキラ活躍してる「イルクン」の存在、そして一緒に勉強してる朝大研究員の存在が大きいという。そんなキョンスさんが心掛けていることは、自分は「朝鮮大学出身」だという自覚。なんのために勉強しているか、振り返る時間を作ったり、通学時間はウリノレ（朝鮮の歌）を聴いたり。「日本」の中心である東大の中で、自分らしく生きるのとは簡単ではなかったと、笑いながら語ってくれた。自分らしさを貫きながら、将来海外同胞たちの法律家の集いや、朝鮮に行き統一祖国の法律整備に貢献していきたいと語ってくれた。謙虚に着実に努力を重ねるキョンスさんの人柄が何より印象的なインタビューであった。

Let's検索! 今月のセセデword

若者ことば「〇〇み」

従来

形容詞のあとに続いて名詞を作る動きをもつ「接尾辞」

現在

接尾辞「さ」を使う名詞に「み」が加わり新名詞に!

恋しい → 恋しさ、恋しみ
うまい → うまさ、うまみ
つらい → つらさ、つらみ
やばい → やばさ
うれしい → うれしさ

従来は「み」の用法がなかった

恋しい → 恋しさ、恋しみ
うまい → うまさ、うまみ
つらい → つらさ、つらみ
やばい → やばさ、やばみ
うれしい → うれしさ、うれしみ

特にSNS上でよく使われている「若者ことば」。「やばみ」「うれしみ」など、感情を表す形容詞の語尾を「み」に変換し投稿しているのをよく見かける。SNS上で自分をよく見せたい、SNS上ではこうありたい、と自分を演じた結果、本来との自分との間で一定の距離が生じる。SNSの中の自分の感情を客観視し、ある種の「ジョーク」としてや青春を「謳歌」しているように見せたり—そんな自分の行動や感情を鳥の目で眺めている感情こそが「み」なのだと言文法研究者の茂木俊伸さんは言う。

時代に合わせて意味やかたちを変えていく、若者ことば。その背景に潜む若者たちのインサイトこそ、ビジネスのアイデアが隠れているのではないだろうか。

【今月の朝青PICK UP!】



chochong.hyogo



2月11日(土)～12日(日)にかけて行われた役員講習はなんと...約9年ぶりの開催でした!

今回の講習は25次大会以降、新体制となった本部、支部、班役員たちが現在日本各地で活発に展開されている「典型創造運動」にさらなる拍車をかけるための大事な場でした。

1日目には朝鮮大学 政治経済学部 ホン・チュンイル准教授による情勢講義、朝青中央 リャン・サンテ副委員長による座談会、組別討論のあと、クイズ大会やウリノレイントロゲームを参加者みんなで行いました。2日目には典型支部による事業報告や雑誌「セセデ」の説明会を行いました。役員たちの役割を再認識し、25期の運動を先頭で走っていこうと気持ちを一つにした爽やかな二日間でした。

#朝青兵庫

#新ボーズ考案中

#採用された方にはチョチョ手帳をプレゼント